

## 「一般事業主行動計画策定届」の届出状況 (平成18年3月末現在)について

- ・届出率は99.1%
- ・30道府県で届出率が100%

「次世代育成支援対策推進法」に基づく「一般事業主行動計画策定届」の届出の受理が始まって、ちょうど1年が経過したが、平成18年3月末現在の届出状況は次のとおりである。

### 1. 全国の届出状況

#### (1) 301人以上企業

届出率 99.1%

届出企業数 12,726社

(301人以上企業数 12,842社)

#### (2) 300人以下企業

届出企業数 1,657社

(3) 規模計届出企業数 14,383社

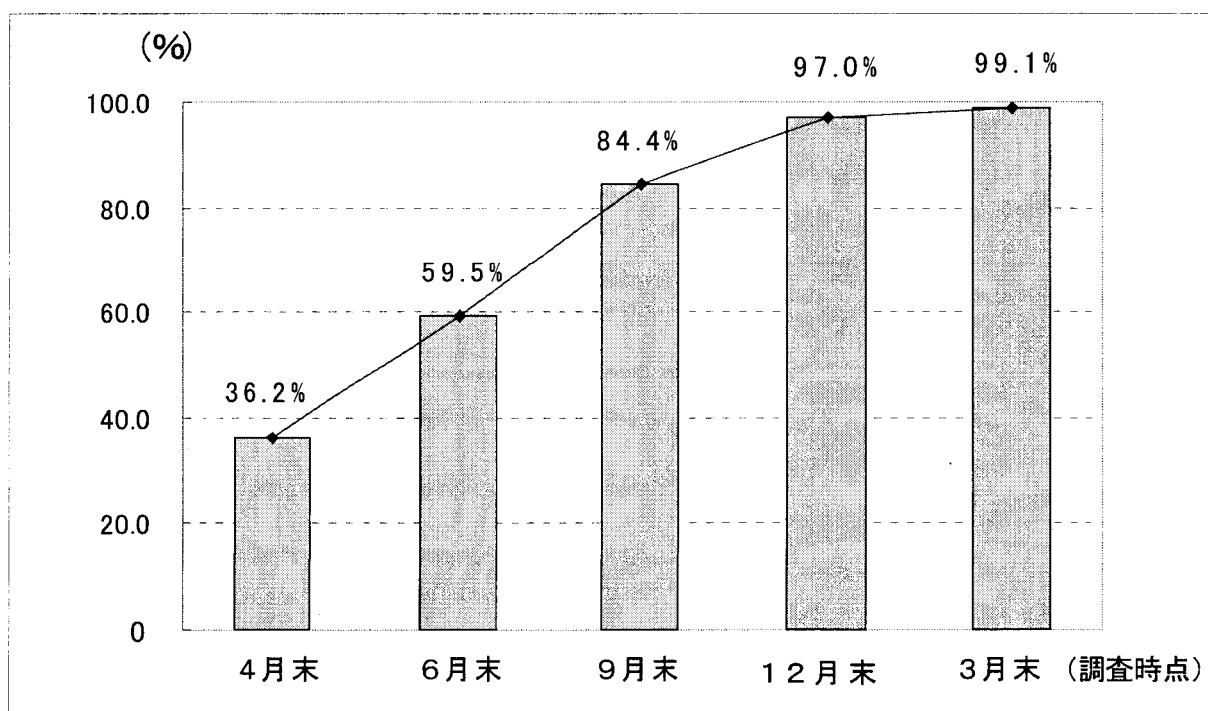
## 2. 都道府県別の届出状況（301人以上企業）

### (1) 30道府県が100%

（北海道、青森、岩手、宮城、秋田、福島、茨城、栃木、群馬、千葉、新潟、富山、石川、福井、山梨、岐阜、三重、滋賀、大阪、兵庫、和歌山、鳥取、山口、徳島、高知、佐賀、長崎、大分、鹿児島、沖縄）

### (2) 17都府県も96%～99%

## 3. 301人以上企業における届出率の推移（全国）



## 4. 届出企業のうち、認定申請予定ありとしている企業数

(1) 301人以上企業 2,530社（届出企業の19.9%）

(2) 300人以下企業 459社（届出企業の27.7%）

※届出企業全体の約21%が認定申請予定あり

都道府県別の一般事業主行動計画策定届の提出状況(平成18年3月末現在)

	管内の常時雇用労働者 301人以上の企業数  (A)	一般事業主行動計画策定 届提出企業数	内、常時雇用労働者 301人以上の企業数  (B)	届出率
				((B)/(A)×100)%
1:北海道	354	391	354	100.0%
2:青森県	91	106	91	100.0%
3:岩手県	89	110	89	100.0%
4:宮城県	174	196	174	100.0%
5:秋田県	77	126	77	100.0%
6:山形県	89	107	88	98.9%
7:福島県	134	157	134	100.0%
8:茨城県	189	229	189	100.0%
9:栃木県	119	141	119	100.0%
10:群馬県	129	144	129	100.0%
11:埼玉県	323	374	317	98.1%
12:千葉県	285	318	285	100.0%
13:東京都	4,006	4,188	3,945	98.5%
14:神奈川県	640	697	635	99.2%
15:新潟県	201	242	201	100.0%
16:富山県	99	142	99	100.0%
17:石川県	124	173	124	100.0%
18:福井県	59	106	59	100.0%
19:山梨県	49	58	49	100.0%
20:長野県	187	200	181	96.8%
21:岐阜県	149	187	149	100.0%
22:静岡県	305	337	294	96.4%
23:愛知県	811	855	805	99.3%
24:三重県	113	130	113	100.0%
25:滋賀県	62	82	62	100.0%
26:京都府	239	263	237	99.2%
27:大阪府	1,276	1,399	1,276	100.0%
28:兵庫県	427	507	427	100.0%
29:奈良県	57	69	55	96.5%
30:和歌山県	36	52	36	100.0%
31:鳥取県	39	51	39	100.0%
32:島根県	42	50	41	97.6%
33:岡山県	165	196	163	98.8%
34:広島県	295	343	293	99.3%
35:山口県	96	120	96	100.0%
36:徳島県	33	55	33	100.0%
37:香川県	93	113	91	97.8%
38:愛媛県	127	138	124	97.6%
39:高知県	44	54	44	100.0%
40:福岡県	423	461	421	99.5%
41:佐賀県	52	63	52	100.0%
42:長崎県	78	98	78	100.0%
43:熊本県	125	141	123	98.4%
44:大分県	65	88	65	100.0%
45:宮崎県	67	85	65	97.0%
46:鹿児島県	123	144	123	100.0%
47:沖縄県	82	97	82	100.0%
合 計	12,842	14,383	12,726	99.1%

(参考)

- 「次世代育成支援対策推進法」では、301人以上の労働者を雇用する事業主は、仕事と子育てとの両立を図るために必要な雇用環境の整備等（次世代育成支援対策）を進めるための「一般事業主行動計画」を策定し、その旨を都道府県労働局に届け出なければならないこととなっている。（300人以下の労働者を雇用する事業主については努力義務）

## 次世代育成支援対策推進法（抄）

（一般事業主行動計画の策定等）

### 第12条

国及び地方公共団体以外の事業主（以下「一般事業主」という。）であって、常時雇用する労働者の数が300人を超えるものは、行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画（一般事業主が実施する次世代育成支援対策に関する計画をいう。以下同じ。）を策定し、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣にその旨を届け出なければならない。これを変更したときも同様とする。

2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 計画期間
- 二 次世代育成支援対策の実施により達成しようとする目標
- 三 実施しようとする次世代育成支援対策の内容及びその実施時期

3 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が300人以下のもの（第16条第1項及び第2項において「中小事業主」という。）は、行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を策定し、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣にその旨を届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも同様とする。

4 第一項に規定する一般事業主が同項の規定による届出をしない場合には、厚生労働大臣は、当該一般事業主に対し、相当の期間を定めて当該届出をすべきことを勧告することができる。